

## **【事案Ⅵ－3】入院共済金請求**

・2021年1月27日 裁定審議適格性なし

### **<事案の概要>**

申立人は、双極性感情障害にかかる入院共済金を請求したが、「入院」の定義に該当しないとして共済金が支払われなかったため、これを不服として、裁定の申立てがあったもの。

### **<申立人の主張>**

#### 1. 申立ての趣旨

被申立人は、2020年5月1日から同年5月29日までの29日間の入院について、医療共済の入院共済金551,000円を申立人に支払え、との判断を求める。

#### 2. 申立ての理由

- (1) 申立人は、2020年5月1日に双極性感情障害が悪化し病院に入院した。
- (2) 入院時の診察時に、精神療法、作業療法、集団療法などを総合的に活用して入院治療が3カ月位必要と判断され任意入院したが、入院中はコロナの影響で前述の治療は受けられなかった。
- (3) 入院中に共済団体に対して入院共済金の請求を行ったところ、約款・事業規約に定める「入院」に該当しないとして、入院共済金の支払いを拒絶された。
- (4) 被申立人担当者からは、「通院でも治療可能な内容であるとの状況から、入院共済金の支払いに該当しない。」との回答を受けたが、本件入院は、次の理由から被申立人の決定には不服である。
  - ① 精神障害2級であること。
  - ② 入院前に気分障害があったこと。
  - ③ 入院前に抑うつ気分、意欲低下、不眠、不安感、倦怠感等があり、主治医と話し合いの結果、任意入院したこと。

### **<共済団体の主張>**

#### 1. 申立ての趣旨に対する答弁

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

#### 2. 申立ての理由に対する答弁

被申立人は、本案件について裁判所に対し訴訟を提起する予定であることから、裁定手続規則第16条（裁定審議を行わない場合）第3項に該当するため、裁定審議を行わないとの判断を求める。

### **<裁定の概要>**

適格性審査の結果、訴訟への係属を確認したうえで、裁定手続規則第 16 条第三号に基づき、裁定審議開始に係る適格性なしとし、手続を終了することとした。